

三丁目すまいる保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人あゆみの会
所 在 地	埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目11番3号
電 話 番 号	電話番号 049-265-4882 FAX 049-265-4883 E-Mail ayuminokaismile@gmail.com HP https://ayuminokai.jp/
代 表 者 氏 名	理事長 浅川 弘子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	三丁目すまいる保育園		
施 設 の 所 在 地	ふじみ野市上福岡三丁目10-7		
連 絡 先	電話番号 049-257-6653 F A X 049-257-6654 E-mail : 3smilefujimin@gmail.com HP : https://3chome.ayuminokai.jp/		
管 理 者	施設長 下田 貴史		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の子ども		
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児
	15人	22人	23人
認 可 年 月 日	平成27年 4月 1日		

3 当園の目的・運営方針

三丁目すまいる保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）保育の理念

子どもの人権・主体性を尊重して、子どもの幸せのために、保護者や地域と連携し、安心して預けられる園づくりに努めます。

① 自分のことが好きな子ども

「自分のことが好きな子ども」は、自己肯定感が育まれた子どもの姿を描いています。養護が行き届く温かい応答的な環境の中で、子ども自身の主体的な活動が保障され、その活動やプロセスが成果や結果にかかわらず、周囲から無条件で承認される経験を大切にします。

② 自分のことができる子ども

「自分のことができる子ども」は、育まれた自己肯定感を基盤として、好奇心一杯に遊びや生活に積極的に挑戦し、うまくいかない場合でもすぐに投げ出さず、工夫をしたり、粘り強く取組む折れない心、また、今すべきことを他者からの指示や命令で行うだけでなく、自分自身で考え適切に行動できる子どもの姿を描いています。

(2) 保育方針

- ① 保育所保育指針に基づく保育を行います
- ② 養護と教育を一体化して進めていきます。
- ③ 発達を援助・促進する遊具・玩具・活動を整えます
- ④ 異年齢での環境・活動を大切にします。(3歳未満、3歳以上児)
- ⑤ 子どもが選択できる空間・時間を大切に、子どもの主体性を育みます。
- ⑥ 3歳以上児の午睡については、保護者の方との話し合い、子どもの様子を見ながら、子ども本人の選択も取り入れていきます。
- ⑦ 食事はセミバイキング制を取り入れ、自分の食べる量を考えられる子を育てます。
- ⑧ 絵本・わらべ唄を大切にします。
- ⑨ 親子で楽しむ行事を大切にします
- ⑩ スマホアプリを活用し、保育の様子を丁寧に伝えます。

(3) 保育目標

自立心を基盤に3つの大好きを大切に、幼児期において育みたい資質・能力(10の姿)を育みます。

- * からだを使うことが大好きな子
- * あたまを使うことが大好きな子
- * ひとと関わるのが大好きな子

4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	326.5㎡
	園庭	代替公園：三丁目公園
園 舎	構 造	A L C造 地上3階1棟
	延べ面積	521.35㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
保 育 室	3 室	発達グループを中心とする異年齢での環境を保障
調 理 室	1 室	自園調理の完全給食
事 務 室	1 室	帳簿の保管及び職員の執務、医務室も兼ねる

5 職員の勤務体制

(1) 職員体制

職種	職務内容	
施設長	園の運営全般を管理する	1 人
主任保育士	施設長を補佐し、保育者を統括する	1 人
保育士	園児の保育を行う	15 人
調理員	給食等の調理を行う	2 人
事務職員	小口出納、書類管理等、園務全般を行う	1 人
嘱託医	園児の健康管理及び緊急時の対応を行う	2 人

当園では、埼玉県児童福祉法施行条例第192号に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。常勤・非常勤職員の人数は配置基準の維持を前提として変動する場合や園児数等に応じて増減があります。また、必要に応じその他の職種の職員を設置します。

(2) 勤務体系

職種	勤務体系	職務内容
施設長	正規の勤務時間帯 (7:00～19:00)の内8時間	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00～19:00の間で交代制)	保育・教育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う。
調理員	正規の勤務時間帯 (7:00～19:00の間で交代制)	給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日（園のしおりをご参照ください）

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末（12月29日から12月31日）年始（1月1日から1月3日）、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲で延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。又、延長保育18時00分から19時00分の利用に当たっては、1歳児クラス（慣れ保育終了の翌月より）からの利用となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供します（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。短時間認定での延長保育は緊急利用に限ります。緊急利用以外で延長利用が必要となる場合、保育時間の支給認定の変更をお願いします。

(3) 土曜日の保育に係る保育時間及び合同保育について

土曜日の保育を利用される方の場合は、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（原則として就労によりご家庭での保育が難しい方に限り、保育を提供します）

土曜保育の実施に当たっては、鶴ヶ岡すまいる保育園において、鶴ヶ岡すまいる保育園の土曜保育の利用園児とともに「土曜日共同保育」を行います。土曜保育利用の際は保護者とともに就労で、なお、市役所等に提出された就労証明書と同一となります。又、別途、土曜保育利用申請書・土曜保育就労証明書をご提出いただき、当園の指定する園にて土曜保育を提供いたします。

(4) その他

保育は月曜日から金曜日までは19時、土曜日は18時で閉園となります。万が一、閉園時間終了後のお迎えの場合は、15分につき500円を徴収となります。開園時間内でのお迎えをお願いします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

1日の日程、年間予定、食事の提供その他、詳細に関しましては園のしおり、ホームページをご参照ください。

(1) 一日のながれ

7:00	順次登園・合同保育
8:30	自由遊び
9:30	おやつ 主活動
11:00	給食
11:30	
12:00	午睡
13:00	
15:00	午後おやつ
16:00	自由遊び・合同保育・順次降園
18:00	延長保育
19:00	保育終了

(2) 食事の提供

① 栄養管理

保育者・看護師との連携を密にし、給食は子どもの成長曲線・運動量・嗜好・体力などを十分に加味した所要栄養摂取量を設定します。

② 個別対応の調理

離乳期の乳児は個々の発達に即し個別の内容で離乳を進めていきます。(個人献立表の作成) その際、保護者と栄養士が面談や書類確認などで話し合い、子どもにとって無理のない様、離乳を行えるよう考慮します。

③ 食物アレルギーを持つ子どもには除去・代替食を提供します。

食物アレルギーがある場合、医師の指示書(生活管理指導表)をご提出下さい。除去食についてはご相談ください。

④ 保護者への支援

展示食、献立表の配布等、乳幼児の食事について情報を提供しご家庭での調理を支援します。

9 利用料金(詳細は園のしおりをご参照ください)

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費徴収

上記保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別紙のとおり、園の指定する方法でお支払ください。

10 利用の開始に関する事項

当園は、市町村が行った利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1.1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 子どもが3歳児クラス（3歳以上児）に進級したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (4) 市外に転出するとき。（管外委託が可能な場合もあります）
- (5) 長期欠席するとき。
- (6) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1.2 嘱託医（園のしおりをご参照ください）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（内科医） 埼玉県ふじみ野市上福岡3-1-17

医療法人 康心会 大熊医院 院長 大熊康晴先生

（歯科医） 埼玉県ふじみ野市上福岡6-4-5 メディカルセンター上福岡2階

医療法人 煌雄会 あけのほしデンタルクリニック 院長 南彦人先生

1.3 緊急時の対応（※緊急時対応マニュアルにより対応します）。

園児の事故や病状の急変等が発生した場合、公益社団法人 日本小児科学会「こどもの救急 Online サイト」及び「三丁目すまいる保育園保護者連絡の目安・病院受診の目安」に基づき対応するものとし「家庭調査票及び健康の記録」に記載された緊急連絡先等へ、速やかに連絡を行います。

当園より園児が医院に救急搬送された場合、「手術、投薬及び輸血等、当該医院により行われる一切の医療行為が生じることがあります。」を受け入れることに同意します。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	・窓口担当者 : 主任保育士 ・苦情解決責任者: 施設長 ・ご利用時間 8:00～16:00 ・電話番号 049-257-6653 ・FAX 049-257-6654 ・園内に要望・苦情等に係る投函箱があります。 ・オンラインご意見箱（スマートフォンで意見を伝えられます）。
第三者委員	園とご利用者様との間で解決が出来ない問題が生じた場合、利用者の方との問題処理のため「第三者委員会」を設置、法人監事・評議員の3名が第三者委員として、問題解決に努めます。詳しくは園内掲示をご確認ください。

Ⅰ 5 非常災害時の対策

防火管理者名	施設長
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
保護者との 連絡方法	緊急連絡先に電話します。 N T T災害用伝言ダイヤル（117）
避難場所 避難方法	福岡中学校 徒歩もしくは避難車

Ⅰ 6 虐待の防止のための措置

虐待が疑われる場合、園は関係機関への通報義務があり、保護者の同意なく通報する場合があります。

児童の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置をしています。

Ⅰ 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています（免責、保険料等の詳細は園の加入する保険約款に依るものとします）。

保険の種類	ほいくの保険（基本セット／管理財物／人格権侵害）
保険の内容	保育園賠償責任保険・保育者賠償責任特約
保険金額 免責金額なし	（施設賠・昇降機）施設・保育士等での事故 対人1名10億円／1事故10億円 対物1事故1000万円 （生産物賠）主に給食等での事故 対人1名10億円／1事故10億円 対物1事故・期間中1000万円
その他	初期対応費用特約・園児団体傷害保険・管理財物補償・人格権侵害保障

Ⅰ 8 当園の利用における留意事項

保育参加等について	園児1名につき年一回の1日保育士体験及び各クラスで年2回の保護者懇談会があります。原則、ご出席をお願いします。
喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、園内での活動、園関係者に対する宗教、政治及び営利活動等は禁止とします。
園の駐車場・駐輪場の利用	駐車場等での盗難、接触などの事故やトラブルについては、自己責任となります。園駐車場等の利用は、園児の送迎等、園が認めた範囲において利用できることとします。 駐車または駐輪をしたまま、園以外の場所に移動・外出することは禁止とします。 駐車場等はお子様がいます。走行には十分ご注意ください。駐車場等でお子様が一人にならぬようお願いいたします。 特にお子様が駐車場で遊ぶこと等は大変危険です。安全に十分ご配慮ください。
登降園時について	欠席・遅刻の場合は分かり次第、また、無断欠席は保育に支障が出るため、遅くとも当日8時45分までに、園の指定するスマホアプリにて必ずご連絡ください。お迎えの人やお迎えの時間に変更になる時は、必ず電話にて変更の連絡をしてください。変更の確認ができない時は、お子様を引き渡すことができない場合があります。 登降園時には園の指定する方法で登降園受付をお願いいたします(ICTの操作等は必ず保護者様ご自身で行ってください)。 延長保育の集計は登降園のデータをもとに行います。必ず降園受付を行ってください。
登園前、降園後のけが等について	登園前や降園後の事故・ケガは自己責任です。
迷惑行為について	SNS・インターネット等での迷惑行為、暴力や破壊、言葉の暴力や威圧等の迷惑行為、ルール逸脱、過剰な要求等は禁止とします。
お菓子・玩具等の持ち込みについて	園が認めた場合を除き、お菓子、玩具、誤飲やけがにつながる恐れのある装飾品等を園に持ち込むことは禁止とします。園が危険と判断したものについては園で預かります。
プール活動について	プール活動は行わず、水遊びを行います。
午睡について	概ね満年齢3歳以上児は、発達上、午睡の必要がなくなる場合があります。夜の就眠時間を中心とする睡眠習慣を確立する観点より、3歳以上児につきましては体調を踏まえ午睡に本人の選択を取り入れます。
衣服の汚れ等について	園庭や屋外での活動を多く取り入れています。衣服等に泥汚れ等がつく場合があります。
けが・噛みつき・ひっかき等について	園のしおり「お子様の怪我についてのお願い・噛みつき・ひっかきについて」をご覧ください。
持ち物の取違等について	大勢のお子様が集団生活をしていますので、持ち物について他の園児の持ち物と入れ間違いや紛失する場合があります。お名前は大きくしっかりと書きください。

個人情報の保護について	園では個人情報保護規定等に基づき、個人情報を適切に取り扱います。 保護者が園で入手した個人情報（他児や保護者が映っている写真、生年月日など）につきまして、第三者への提供、SNS 等へのアップ等は厳禁とします。 園の保育について保護者の方の写真撮影は園が認めた場合を除き原則禁止とします。
登園自粛・休園等について	園のしおり「登園の基準」をご参照ください。 自治体・保健所等からの要請に基づき、感染症拡大防止の観点より登園自粛要請を行ったり休園する場合があります。
保護者の方のけが等について	保護者の方のけが等については、園からの賠償は行いません。園の行事や活動に参加する場合、自己責任となりますのでご注意ください。
園バスの活動について	満3歳児より、園外活動の為、園バスを利用することがあります。 園バスの利用に関わる内容、料金、賠償等は「社会福祉法人あゆみの会通園バス管理運行規程」「社会福祉法人あゆみの会通園バスの利用の留意事項」に定める通りとします。
アプリ等の利用について	全体連絡（園たより等）、個別連絡（連絡帳）、アンケート、写真販売、保護者集金、登降園管理・連絡等にスマートフォンアプリ等を活用します。
園内カメラについて	子どもの安全、不審者対策、事故防止のため園内にカメラを設置、事故等発生時の検証のため、園内の様子を一定時間録画します。
感染症について	感染症まん延防止のため、登園自粛や登園再開時に医師の確認等を求める場合があります。

19 園のしおり・お便り、お知らせ等を確認し、内容を遵守します。

20 園に提出する事前同意事項の他、園の各規則、ガイダンスや方針等を受け入れます。

別 表

Ⅰ 保育の提供に要する実費徴収 支払は原則口座振替となります。

項 目	内 容	金 額
布団・シーツ・カバー費	午睡用ふとん費	金額は備品購入用紙をご参照ください。
カラー帽子費 防災頭巾費	各クラス用カラー帽子（各クラス入園進級時）、防災用頭巾（入園時）	
園児個人用教材費	絵本・ファイル・マーカー 等	
保護者昼食費	保育参加時等の保護者の昼食費	350 円（1 回・1 名）
園バス利用料	満3歳児より、園外活動におけるバス使用時に実費（1 回 500 円～）	通園バスの利用の留意事項をご参照。
口座振替新規登録手数料	口座振替登録時	0 円（アプリ登録） 500 円（書面登録）
口座振替引落手数料	口座振替時	150 円/1 回当たり
使用済オムツ保管料	園で使用したオムツの保管及び園からの廃棄に関する費用	350 円/月

2 延長保育に係る利用者負担

項 目	内 容	金 額		
延長利用料金	短時間認定の方 ＊緊急利用のみ	7:00～7:29	1 回 100 円	但し月 4 日以上緊急利用を利用した場合、週 1 回の定期的利用とみなし原則、翌月より標準時間認定に支給認定を変更ください。 上限 1 ケ月 3000 円
		7:30～7:59	1 回 100 円	
		16:00～16:29	1 回 100 円	
		16:30～16:59	1 回 100 円	
		17:00～17:29	1 回 100 円	
		17:30～17:59	1 回 100 円	
		18:00～19:00	1 回 300 円	
		19:00～	15 分毎 500 円	
	標準時間認定の方	18:00～19:00	月額 3,000 円	
	標準時間認定の方 の緊急利用	18:00～19:00	1 回 300 円	但し月 4 回以上緊急利用した場合、週 1 回の定期的利用とみなし翌月より月額料金制となります。上限 1 ケ月 3000 円
		19:00～	15 分毎 500 円	

別 紙

(1) 保護者集金は毎月、原則、ご指定の銀行口座から引落サービスにて集金いたします。

1) サービス：コードモン口座振替代行

2) 決済代行会社：株式会社コードモン（代金回収受託会社：みずほファクター株式会社）

3) 引落日：毎月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）

4) 振替通知：毎月15日までに当月の振替金額・請求明細をコードモン上にて通知いたします。（引落がない月については通知しません）。必ず、コードモン上で確認のご回答をお願いします。

5) 登録手数料：保護者アプリでの口座登録：無料

書面（口座振替依頼書）での口座登録：500円

6) 引落手数料：引落1回あたり150円（引落金額に手数料を合わせて引落）

7) 領収書：原則、通帳摘要欄の下記の印字を領収書とさせていただきます。

印字 MHF) アユミホゴシャ

※システム上表示できない一部金融機関では「ミズホファクター」と表示されます。

(2) 引落は園毎に行います（姉妹園にご兄弟がいる場合、各園での引落となり、それぞれに手数料がかかります）

(3) 現金集金の場合、園の指定する日時・方法にて過不足が無いようお支払いください。

過不足がある場合、集金できません。集金時、園と利用者様立合で金額を確認します。

(4) 利用料金に遅延が発生した場合

万が一、お支払の期日までに支払遅延が予想されるときは必ず事前にご相談下さい。

個別に相談させていただきますが、場合により、国税に準じた徴収方法により集金をさせていただきますこともあります。

(5) 主な引落の対象等

対象	請求月	主な請求項目
全園児共通	4月（入園月分請求時）	・保護者昼食費（保育参加等）
	利用がある月	・有料延長保育料登録児（翌月分） ・有料延長保育利用料緊急利用児（前月分） ・口座引落登録手数料（初回書面登録者のみ） ・口座引落手数料 ・保険料（保険加入時） ・その他
	4月（上半期4～9月分） 10月（下半期10～3月分）	・備品（上・下半期購入分） ・絵本代（上・下半期購入分各6冊）
留意事項	*お引落が確認出来なかった場合、書面等により通知します。 *お引落ができなかった場合でも登録手数料、引落手数料がかかります。 *延滞分の法定遅延損害金を合わせて請求させていただく場合があります。 *転退園の予定・確定は速やかにご連絡ください（口座引落がある場合、現金での返金となる場合もあります）。	

	*転退園時、別表請求額に対する未精算金額がある・生じる場合、最終登園日まで現金で清算を行うこととします。
--	---

同 意 欄

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：三丁目すまいる保育園

説 明 者：施設長 下田 貴史

-

私は、本書面に基づいて三丁目すまいる保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：(夢・華・虹)

(夢・華・虹)

(夢・華・虹)

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：